

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和8年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

このたびの災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 【災害救助法適用地域】

令和8年台風第25号に伴う適用地域		適用日
千葉県	銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	9月20日
東京都	大島町	9月21日

○留意事項

令和8年8月13日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第25号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第25号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

(適用地域：「[令和8年8月13日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について](#)」を参照)

<内閣府政策統括官（防災担当）公表：令和8年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について>

2. お取扱い**(1) 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします**

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を法の適用日から6か月後の末日（2027年3月31日）まで延長いたします。

(2) 保険金1お支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・保険金・給付金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(3) 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(上記の(1)、(2)につきましては、三井住友海上もしくはあいおいニッセイ同和損保から移行されたご契約も特別措置の対象となります。)

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

<災害専用ダイヤル>※各電話は無料です。携帯電話からもご利用いただけます。

電話※：0120-321-106

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたご契約のお客さまにつきましては、次の専用ダイヤルとなります。

○保険金・給付金請求に関する連絡先 <保険金請求受付センター>

電話※：0120-321-288

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

○保険金・給付金請求以外の連絡先 <医療・介護デスク>

・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま：電話※：0120-321-186

・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま：電話※：0120-321-553

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

以上